

申告に必要なもの(令和4年からは、印鑑は不要です。)

- 筆記用具·電卓
- マイナンバーカード ※ 郵送する場合は、表裏両面のコピーを貼付してください。

下記1または2のいずれかが必要です。別居の家族は、必ず提出してください(確認後、返却する場合もあります)。

- 1. 扶養親族のマイナンバーカードの表裏両面のコピー
- 2. 番号確認書類と身元確認書類……次の①・②の写し
- ①番号確認書類(記載変更なしのマイナンバー通知カード・個人番号記載の住民票の写し等)
- ②身元確認書類(運転免許証・保険証・パスポート等)
- 前年の確定申告書の控え ※ 前年に申告している人のみ
- 利用者識別番号(16ケタ)の出力書類 (税務署に登録されている方は、持参してください。)
- 所得を証明できるもの(例)
- 1. 給与所得者……源泉徴収票、支払調書など 2. 年金受給者……源泉徴収票
- 3. 営業・農業・不動産所得のある人……帳簿、計算書、内訳書、領収書等

収支内訳書は、申告会場に行く前に集計してからご来場ください。

- 控除を証明するもの(例)
- 1. 国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料(旧長期損害保険)控除証明書
- 2. 医療費控除のある人……医療費のお知らせ通知。医療費領収書、保険等で補てんされた金額の明細書 医療費控除の明細書は、申告会場に行く前に集計してからご来場ください。
- 3. 障害者控除を受けられる人……身体障害者手帳等、障害者控除対象者認定書(役場福祉課で証明)など